

石川県雇用環境整備助成金交付要綱

(賃貸用物件修繕事業)

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨の影響により、労働者の確保が困難となったと考えられる地域において、発災以降、当該地域で新たに雇用される労働者に被災事業者等が準備する賃借物件（以下「宿舍等」という。）の確保に資するため、当該地域に居宅の用に供する賃貸用の物件（以下「対象物件」という。）を所有する者が修繕を行い、同賃貸物件が宿舍等に該当する場合に、当該修繕経費について、予算の範囲内において、石川県雇用環境整備助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、以下のすべてを満たす者であることとする。

- (1) 令和6年1月1日時点で、珠洲市、輪島市、鳳珠郡能登町及び鳳珠郡穴水町のいずれかに、対象物件を所有する者であること。
- (2) 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- (5) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(対象要件)

第3条 以下のすべてを満たす場合を助成の対象とする。

- (1) 前条第1号に定める対象物件が、令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨による被害を受け、賃貸借事業を継続するために、修繕が不可欠と認められること。
- (2) 助成対象経費額（消費税及び地方消費税を含む総額）が修繕を行った建物1棟当たり30万円以上であること。
- (3) 珠洲市、輪島市、鳳珠郡能登町及び鳳珠郡穴水町のいずれかに令和6年1月1日時点で所在する事業所（以下「対象事業所」という。）を有する事業者（以下「対象事業者等」という。）に、修繕後の対象物件の全部又は一部を賃貸借すること。
- (4) 前項で賃貸借した物件は、対象事業者等が、令和6年1月1日以降に新たに対象事業所で雇用する労働者（令和6年1月1日時点で対象事業所に雇用されており、能登半島地震若しくは令和6年奥能登豪雨により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者（いわゆる、みなし離職者）又は令和6年1月1日以降、能登半島地震若しくは令和6年奥能登豪雨により発災前に従事していた業務を継続して休業している労働者のいずれかに該当し、かつ対象事業所で再就労する者を含む）（以下「対象労働者」という。）の居宅のため、借上げた物件であること。
- (5) 対象事業者等が雇用保険適用事業主であること。
- (6) 対象労働者は、雇入れ当初より、一般被保険者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に定める一般被保険者）又は高年齢被保険者（雇用保険法第30条の2に定める高年齢被保険者）として雇用し、対象事業所において1年以上の雇用見込みがあると認められる者であること。

(対象経費及び補助額)

第4条 助成対象経費及び助成額は、以下のとおりとする。

対象経費	対象事業者等に対して賃貸借事業を行う上で必要となる当該物件及び付帯する設備等の修繕費、交換費用等
助成額	対象経費の3分の1（千円未満の端数は切り捨て）
助成上限額	助成対象者1者あたり100万円

2 本助成金の対象となる経費について、他の補助金等が支給される場合には、当該経費について、本要綱に定める対象経費としないものとする。

(助成金の支給申請等)

第5条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、以下の申請書類を提出しなければならない。

- (1) 石川県雇用環境整備助成金支給申請書（賃貸用物件修繕事業）（様式第1号）
- (2) 賃貸借物件修繕内容明細書（様式第2号）
- (3) 支給要件確認申立書（様式第3号）
- (4) 石川県雇用環境整備助成金請求書（様式第4号）
- (5) 対象物件にかかる罹災証明書の写し
- (6) 対象物件の修繕にかかる契約書の写し

- (7) 修繕費用支払にかかる証拠証憑（領収書の写し、金融機関通帳等の写し等）
 - (8) 対象物件にかかる賃貸借契約の写し
 - (9) 対象事業所と対象物件に入居する対象労働者で締結した雇用契約書の写し
 - (10) 入居する対象労働者の雇用保険被保険者証の写し
- 2 助成金の支給にかかる申請期日は機構が別に定める日とする。
- 3 申請者は、支給申請に要した経費を請求することはできない。

（助成金の支給決定）

- 第6条 機構は、第5条第1号に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、支給決定通知書又は不支給決定通知書により申請を行った事業者（以下「申請者」という。）に通知する。
- 2 申請者は、前項に基づく不支給決定通知書が到達した後に、支給申請を行った当該同一経費を含む新たな支給申請を行うことはできない。

（申請の取下げ）

- 第7条 申請者は、申請日から起算して10日以内であれば、申請を取り下げることができる。
- 2 申請者が前項の規定により助成金の支給申請を取り下げようとするときは、機構に対し支給申請取下げ届出書（様式第5号）をもって申し出なければならない。

（支給決定の取消し等）

- 第8条 機構は、次の各号に該当する場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 申請者が、法令、本要綱、募集要領又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
 - (2) 申請者が、偽りその他不正な行為により、本助成金を不正に受給した場合
 - (3) その他機構が申請者の助成金受給について、不相当であると判断するに至る事由が判明した場合

（助成金の返還）

- 第9条 機構は、助成金の支給を受けた者に対し、前条により支給決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 2 機構は、前項の助成金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（助成金の経理）

- 第10条 助成金の支給を受けた事業者は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（立入検査等）

- 第11条 機構は、本事業の適正を期すため必要があるときは、助成金の支給を受けようとするもしくは受けた事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等

を検査することができる。

(業務の執行)

第12条 本要綱第6条第1項、第8条、第9条及び第11条の業務については、機構職員のほか、県職員が自ら行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、助成金の支給に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

この要項は、令和6年11月20日から施行する。